○国土交通省告示第八百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十年三月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県三郷市幸房字下三尺道外、花和田字八斗蒔、谷口字沖耕地、谷中字新堀添、字三尺上、酒井字下田向、境木字沖及び八町堀字欠井掘の全部並びに幸房字上横道、字中横道、字上横道添、字中横道添、字下横道添、字中三尺道外、字掛井掘向、彦江字内野、花和田字内屋通、谷口字関外、字根通、字八斗蒔、字野杭、字上田向、字置野、谷中字不動掘添、字上中通、字下中通、字掛井掘向、新和一丁目、栄一丁目、栄二丁目及び酒井字根通の各一部

四　土地区画整理事業の名称　草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県三郷市新和一丁目二百十二番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十年三月三十日

七　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十五年九月十七日

○国土交通省告示第八百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第F－495号	防火戸（A0級）	SHINKOH 10－A－0	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目2番7号
第F－496号	防火戸（B0級）	SHINKOH 13－B－0	〃	〃
第F－497号	〃	SHINKOH 14－B－0	〃	〃

○国土交通省告示第八百五十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年八月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容	製造者の名称	型式変更の内容
第4802号	磁気コンパスの羅盤	150ＰＫＫ	株式会社大航計器製作所	①フロートの形状変更 ②ジンバルの寸法及び材質変更
第4803号	〃	165ＰＳＫ	〃	①フロートの形状変更 ②ジンバルの寸法及び材質変更 ③底ガラスの寸法変更

○国土交通省告示第八百五十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容	製造者の名称	型式変更の内容
第5028号	救命胴衣（固型式）	ＴＫ－005Ａ型	高階救命器具株式会社	浮力材の仕様の追加
第5029号	救命胴衣（固型式）（子供用）	ＴＫ－005Ｃ型	〃	〃
第5030号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	ＴＫ－005Ｉ型	〃	〃

○国土交通省告示第八百六十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　29

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会

(三)　変更後の代表者の氏名　太田佐武朗

(四)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○海上保安庁告示第百七十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）附則第七条の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年九月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関を指定した件

一　名称　一般財団法人海上災害防止協会

二　住所　神奈川県横浜市中区海岸通三丁目九番地

三　事務所の所在地　神奈川県横浜市中区海岸通三丁目九番地

四　指定年月日　平成二十五年九月六日

五　業務開始年月日　平成二十五年十月一日

○東北地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

東北地方整備局長　小池　剛